

<開設者が個人で獣医師の場合>

獣医療法第3条に基づく診療施設の開設届

令和7年12月1日

(宛先)

埼玉県知事

開設者住所 埼玉市浦和区高砂3-〇〇-1

開設者氏名又は名称 埼玉 幸子

開設者が獣医師で ( ある・ない )

獣医療法第3条の規定により診療施設の開設を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 診療施設の名称 : 中央動物病院
- 2 開設の場所 : 埼玉市北区別所町〇〇-1
- 3 診療の業務の種類 : 診療の主たる対象 (産業動物・小動物・その他 ( ))  
専ら往診診療者であるか ( ある・ない )
- 4 開設年月日 : 令和7年11月30日
- 5 管理者(獣医師)
  - (1) 開設者が獣医師で、管理者を兼ねるか ( 兼ねる・兼ねない )
  - (2) (1)が兼ねない場合 管理者の氏名 :  
管理者の住所 :
- 6 診療業務を行う獣医師(管理者も含む)
  - (1) 氏名 : 埼玉 幸子 浦和 太郎
  - (2) 獣医師免許証番号 : 〇〇〇〇〇 △△△△△
  - (3) 免許証取得年月日 : 平成〇年4月1日 令和△年4月1日
- 7 診療施設の構造設備(エックス線施設関係を含む)の概要及び平面図 : 別紙
- 8 開設者が法人である場合にあっては定款 : ( 別添・該当なし )
- 9 管理者又は診療業務を行う獣医師が、他の診療施設の管理者を兼務している状況
  - (1) 兼務の有無 : ( 兼務なし・兼務あり (その者の氏名 : ) )
  - (2) 兼務施設の施設名 :
  - (3) 兼務施設の所在地 :
  - (4) 兼務施設での管理日時